



平成 23 年 2 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社 日本エスコン
代表者名 代表取締役社長 直 江 啓 文
(J A S D A Q ・ コード 8892)
問合せ先 取 締 役 明 石 啓 子
電 話 06-6223-8055

定款一部変更に関するお知らせ

本日、当社取締役会において、平成 23 年 3 月 24 日開催予定の第 16 回定時株主総会において、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第 2 条につきまして事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 23 年 3 月 24 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 23 年 3 月 24 日 (予定)

以 上

(別紙)

(下線部は変更部分)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (商号) 当会社は、株式会社日本エスコンと称し、英文では ES-CON JAPAN Ltd. と表示する。	第1条 (商号) (現行どおり)
第2条 (目的) 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)都市開発・地域開発・宅地造成に関するコンサルタント業務 (2)個人、法人の資産活用、資産管理に関するコンサルタント業務 (3)分譲住宅、分譲マンション、分譲宅地の販売および管理 (4)不動産の売買、賃貸、仲介および管理 (新 設) (新 設) (5)建築工事、土木工事の設計、施工および監理 (6)生命保険の募集に関する業務 (7)損害保険代理業 (8)「資産の流動化に関する法律」に基づく不動産の流動化に関する業務 (9)「不動産特定共同事業法」に基づく不動産特定共同事業に関する業務 (10)信託受益権の保有および売買、その代理または媒介に関する業務 (11)金銭の貸付けに関する業務 (新 設) (12)前各号に附帯する一切の業務	第2条 (目的) (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) 分譲住宅、分譲マンション、分譲宅地の販売、 <u>管理およびその代理、ならびにそれらに関するコンサルタント業務</u> (4) 不動産の売買、賃貸、仲介、 <u>管理およびその代理、ならびにそれらに関するコンサルタント業務</u> (5) 不動産のプロパティマネジメント（管理運営）に関する業務 (6) 住宅設備機器、室内装飾品、園芸用品、衣料品、日用雑貨品、介護用品等の企画、販売、仲介およびコンサルタント業務 (7) 建築工事、土木工事の請負、設計、施工および監理 (8) (現行どおり) (9) (現行どおり) (10) (現行どおり) (11) (現行どおり) (12) (現行どおり) (13) (現行どおり) (14) 情報処理サービス、情報提供サービス、広告、宣伝およびその代理、ならびにそれらに関するコンサルタント業務 (15) (現行どおり)